

水処理用薬剤売買単価契約書（案）

1. 業 務 名 水処理用薬剤（単価契約）
2. 建築物の所在地 那覇市、沖縄市、名護市
3. 契 約 期 間 令和8年 月 日から
令和9年3月31日まで
4. 契 約 金 額
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
5. 契 約 保 証 金 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められるときは、免除することができる。

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発 注 者 住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

職 ・ 氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

受 注 者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

(規格、品名等)

第1条 薬剤の売買単価は、別表のとおりとし、規格及び品名は、別紙仕様書のとおりとする。

2 売買単価を改訂する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(物品の納入)

第2条 受注者は発注者の指示により薬剤を納品するものとする。

(納入物品の検査)

第3条 受注者は、前条により納品したときは、納品書を発注者に提出するものとし、薬剤を納品しようとするときは、品質・規格・数量等について、発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した薬剤は、受注者においては発注者の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて受注者の負担とする。

(代金の請求および支払い)

第4条 受注者は、第3条の検査に合格したときは、納品した薬剤に対し、1カ月ごとにとりまとめて請求するものとし、発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、1カ月使用の薬剤量を算出し、薬剤料金を発注者に請求する。

(契約保証金)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証を付さなければならない。ただし、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第2条により免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下本条において「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定は、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を再委託しようとするときには適用しない。

4 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第8条 受注者は、業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 受注者は、本契約に違反したことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

4 受注者は、業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なくして契約の全部又は一部を履行しないとき

(2) 契約の履行について、受注者又はその従業員に不正または不当な行為があったとき

(3) 受注者が契約を履行することができないと明らかに認められるとき

(4) 受注者が次のいずれかに該当する場合。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

キ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第1項の定めにより、契約を解除した場合は、発注者は違約金として契約金額

の100分の10に相当する金額を徴収する。

ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金に算入しないものとする。

(下請け等)

第11条 下請け等に出す場合は、下請人等（下請負人及び再受任者並びに本契約に付随する個別契約の相手方）が前条第1項第4号アからカに該当しないことを確認する。

2 発注者が元請業者に対して前条第1項第4号アからカに該当する者を下請負人等としているとして、当該契約の解除を求めた場合、受注者はその求めに従うものとする。

3 受注者は本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等にこれを拒否させるとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することが出来る。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第4条第1項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(補則)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、協議の上処理するものとする。

【別表】

| 品名 | 規格 | 予定数量 ※1,2 | 単位 | 単価(円)※3 | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------------|--------------|----|---------|--------------------|
| 次亜塩素酸ソーダ | 有効塩素 12% | 3,200 | kg | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 次亜塩素酸ソーダ (20kgキュービックテナー) | 有効塩素 12% | 30 (15) | 缶 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| ポリ塩化アルミニウム | 有効濃度 10% | 300 | kg | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 原塩 | NaCl 98% 25kg | 350 (30) | 袋 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 硬度指示薬 | ハイカラーL10 | 1 | 個 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 残留塩素測定DPD試薬 | 100包/箱 | 1 | 箱 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 防錆剤 (冷水、冷却水用) | ハイクリーンCC 非クロム系 固形 | 50 | kg | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 水ろ過用保安フィルター (冷水、散布水用) | 250L/本 処分費含む | 130 | 本 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| 抗レジオネラ用空調水処理剤 (ハイクリーンMH-210と同等品) | 10kg/缶 | 80 | 缶 | | うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭 |
| | | | | | |
| | | | | | |

※1:数量の()は、北部及び中部合同庁舎分のものであります。

※2:予定数量は保証をしているものではありません。

※3:単価は消費税相当額を加算した金額であります。

◎「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により、算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額であります。